令和2年度山口県食品衛生監視指導計画の実施状況

令和3年6月

山口県

令和2年度山口県食品衛生監視指導計画の実施状況

1 監視指導の実施状況

(1) 監視指導実績

令和2年度山口県食品衛生監視指導計画に基づいて行った監視件数については、下表のとおりである。

年間の総監視件数は16,201件であり、標準監視件数(24,955件)に対する達成率は64.9%であった。

ランク (標準監視回数)	業種	対象施設数	標準(目標)監視件数 (年間)	監視件数
Aランク	飲食店営業(大量調理する施設)	50	150	68
(3回/年)	乳処理業	4	12	6
	食肉製品製造業伝域	11	33	20
	魚肉ねり製品製造業伝域	10	30	17
	そうざい製造業(大量調理する施設)	23	69	70
	総合衛生管理製造過程承認施設	1	3	0
	生食用食肉取扱施設	11	33	20
	小 計	110	330	201
Bランク	飲食店営業(旅館・仕出し・弁当屋)	1, 034	2, 068	883
(2回/年)	菓子製造業回転焼き、自動車等除く)	1, 273	2, 546	810
	あん類製造業(広域)	0	0	0
	アイスクリーム類製造業	254	508	201
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0
	乳製品製造業	5	10	9
	集乳業	1	2	0
	食肉処理業	57	114	104
	食肉製品製造業(広域を除く)	15	30	25
	魚介類販売業包裝/懶、自輔を除く)	645	1, 290	690
	魚肉ねり製品製造業(広域を除く)	17	34	31
	食品の冷凍又は冷蔵業(冷凍食品を製造する施設)	47	94	47
	食品の放射線照射業	0	0	0
	清涼飲料水製造業(広域)	3	6	5
	乳酸菌飲料製造業	2	4	2
	食用油脂製造業	4	8	2
	みそ製造業(広域)	3	6	1
	しょうゆ製造業広域	2	4	0
	ソース類製造業伝域	6	12	4
	豆腐製造業低域	2	4	1
	納豆製造業	0	0	0
	麺類製造業(広域)	7	14	10
	そうざい製造業(広域を除く)	229	458	168
	小 計	3, 606	7, 212	2, 993

ランク (標準監視回数)	業種	対象施設数	標準(目標)監視件数(年間)	監視件数
Cランク	飲食店営業(B、D ランクを除く)	6, 396	6, 396	2, 569
(1回/年)	あん類製造業(広域を除く)	4	4	0
	食肉販売業(包装食肉を除く)	377	377	557
	魚介類競り売り営業	23	23	12
	食品の冷凍又は冷蔵業(Bランクを除く)	46	46	46
	清涼飲料水製造業(広域を除く)	28	28	26
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0
	みそ製造業(広域を除く)	58	58	45
	しょうゆ製造業(広域を除く)	38	38	33
	ソース類製造業(広域を除く)	9	9	6
	酒類製造業	37	37	16
	豆腐製造業(広域を除く)	48	48	13
	麺類製造業(広域を除く)	33	33	20
	かん詰又はびん詰食品製造業(広域)	9	9	7
	添加物製造業(許可営業)	14	14	7
	食品製造業伝域	62	62	13
	添加物製造業(許可営業以外、広域)	1	1	2
	小 計	7, 183	7, 183	3, 372
Dランク	飲食店営業(一般食堂(いわゆるスナック等)、バー、自動車、自動販売機等)	3, 309	1, 654. 5	1, 138
(1回/2年)	喫茶店営業(自動販売機を除く)	158	79	96
	菓子製造業(回転焼き、自動車等)	365	182. 5	187
	乳類販売業	1, 974	987	1,080
	魚介類販売業(包装魚介類)	1,006	503	425
	食肉販売業(包装食肉)	1,084	542	532
	氷雪製造業(広域)	21	10. 5	9
	かん詰又はびん詰食品製造業(広域を除く)	20	10	20
	乳搾取業	70	35	0
	食品製造業(Cランク施設を除く)	2, 717	1, 358. 5	135
	添加物製造業(許可営業以外)	12	6	0
	魚介類行商	51	25. 5	24
	小 計	10, 787	5, 393. 5	3, 646
Eランク	喫茶店営業(自動販売機)	1, 428	285. 6	415
(1回/	氷雪販売業	14	2.8	6
2~5年)	野菜果物販売業	2, 267	453. 4	884
	そうざい販売業	2, 178	435. 6	879
	菓子販売業(パン販売業を含む)	3, 968	793. 6	1,009
	添加物販売業	1, 274	254. 8	643
	食品販売業(許可営業、その他の非許可販売業を除く)	5, 786	1, 157. 2	1, 124
	氷雪採取業	0	0	0
	器具又は容器包装の製造又は販売業	1,542	308. 4	623
	小 計	18, 457	3, 691. 4	5, 583
集団約	合食施設(1回/年)	1, 146	1, 146	406
	合 計	41, 289	24, 955. 9	16, 201

(2) 監視指導における特記事項

- ア 重点監視事項として、「HACCPに沿った衛生管理の導入指導」、「食品等事業者が講じている措置の点検・確認」及び「食中毒予防対策の強化」を設定し、成分規格、製造基準、施設基準等の導守の徹底と食品表示の適正化を指導した。
- イ 食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、円滑な導入に向けた指導を行った。
- ウ 調理従事者からの食品汚染によるノロウイルス食中毒、生や加熱不十分な食肉類の 提供によるカンピロバクター食中毒を予防するため、食品等事業者に予防対策を指導 するとともに、県民に対して適切な予防方法等を啓発した。

(3) 一斉監視指導、点検等の実施状況

ア みやげ品(食品)の表示一斉点検

県内で製造又は販売されているみやげ品(食品)について、表示基準の遵守状況を 調査し、違反品の排除を行った。

実施期間:令和2年4月1日~4月24日

立入施設数	不適正表示発見施設数	点検品目数	不適正表示品目
5 9 施設	3施設	830品目	3品目

イ 給食施設の一斉点検

学校、病院、社会福祉施設等における大規模な集団食中毒の発生を未然に防止するため、集団給食施設の一斉点検を実施し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて指導した。

また、ノロウイルス食中毒の発生防止対策及び異物混入対策を重点指導事項とし、 従事者の健康管理の徹底等を指導した。

実施期間:令和2年5月1日~11月30日

点検施設数	主な指導内容		
	・汚染作業区域、非汚染作業区域の明確な区別		
378施設	・加熱調理食品の十分な加熱		
	・調理従事者の健康状態の点検・記録 等		

ウ 夏期食品一斉監視指導

食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示等について食品等事業者に対する監視指導を実施し、夏期における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図った。

実施期間:令和2年7月1日~8月31日

	<u> </u>	入施設数	不適施設数	主な不適事項(延べ施設数)	
食品衛生	9	330施設	3 7 9施設	・施設、設備について	230施設
関係	٥,	330旭設	3 / 9 / 0 / 0 / 0	・食品の取扱い等について	245施設
				• 衛生事項	3 2 施設
食品表示	1	335施設	8 0 施設	・保健事項	6施設
関係	1,	333地政	8 U 旭設	・品質事項	4 5 施設
				•その他	3施設

エ フグ処理施設等一斉監視指導

山口県の特産であるフグによる食中毒の発生を未然に防止するために、フグが多量 に流通消費されるシーズンに、フグ取扱施設に立ち入り、フグの適正な取扱いや適正 表示等について指導した。

実施期間:令和2年10月1日~令和3年2月26日

立入施設数	不適施設数	主な不適事項		
517施設	13施設	・フグの取扱い等について	,,_,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,	
		・表示について	1 施設(実施設数)	

オ 生かき処理加工施設等一斉監視指導

生かきの処理加工施設等に立入り調査を実施し、衛生的な取扱いや適正表示等について指導した。

実施期間:令和2年10月1日~令和3年2月26日

立入施設数	不適施設数	主な不適事項(延べ施設数)
1施設	0 施設	_

カ 食品、添加物等の年末一斉監視指導

食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物の適正な表示等について、食品等事業者に対する監視指導を実施し、年末年始における食中毒の発生防止を図った。

実施期間:令和2年12月1日~12月28日

	立入施設数	不適施設数	主な不適事項 (延べ施	没数)
食品衛生	1,617施設	1 9 0 歩売	・施設、設備について	7 9 施設
関係	1,617.他放	138施設	・食品の取扱い等について	73施設
食品表示	581施設	1 7 協元	・衛生事項	14施設
関係	301.地設	17施設	・品質事項	4施設

2 食品等の収去検査結果

(1) 保健所で実施した検査

県内で生産、製造、加工された食品及び県内で流通している食品を対象に、食品の成分規格や表示基準等について検査を実施した。

保健所での検査件数は、2,450件であり、検査計画数2,700件に対する達成率は90.7%であった。

規格基準等違反の食品については、食品衛生法の規定に基づき違反品の回収・廃棄等 を指示するとともに、違反の原因を排除させる等必要な措置を講じた。

指導基準不適合の食品についても、基準に適合するよう必要な措置を指導した。

検体の種類	検体数	規格基準 違反	表示基準 違反	指導基準 不適合
魚介類	1 3 3			
冷凍食品	3 7			
魚介類加工品	5 9			
肉卵類及びその加工品	3 8			
乳、乳製品	1 6			
アイスクリーム類・氷菓	4 4	1		
穀類及びその加工品	5 9			
野菜類・果物及びその加工品	9 6			
菓子類	172			1 8
清涼飲料水	1.7			
氷雪	3			
弁当・そう菜類	1,556			1 3
輸入食品	180			
アレルギー物質を含む食品	4 0			
合 計	2, 450	1	_	3 1

ア 輸入食品の検査(再掲)

かんきつ類、バナナ、菓子類、果実乾燥品及び小麦等加工品について、食品衛生法に基づく添加物の使用基準に適合しているか検査を行った。

検体の種類	検体数	使用基準違反	表示基準違反
菓子類	100		
野菜・果物加工品	6 0		
小麦等加工品	2 0		
合 計	180	0	0

イ アレルギー物質を含む食品の検査(再掲)

表示基準違反の食品を排除するため、表示義務のある特定原材料(小麦、卵、乳、 そば、落花生)について検査を行った。

検体の種類	検体数	表示基準違反
菓子類	2 4	
清涼飲料水	7	
穀類加工品	2	
その他食品	7	
合 計	4 0	0

(2) 環境保健センターで実施した検査

ア アレルギー物質を含む食品の検査

表示基準違反の食品を排除するため、表示義務のある特定原材料(えび・かに)について検査を行った。

検体の種類	検体数	表示基準違反
魚介類加工品	1 0	
合 計	1 0	0

イ 畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査

県内で流通している畜水産食品中の抗生物質、合成抗菌剤及び内寄生虫用剤の残留実態を把握するとともに、違反品を排除するため検査を行った。

検体の種類	抗生物質(4種類)		合成抗菌剤(16種類)		内寄生虫用剤(1種類)	
	検体数	不適検体数	検体数	不適検体数	検体数	不適検体数
牛肉	1 5		1 5		1 5	
鶏肉	1 0		1 0		1 0	
鶏卵	7		7		7	
養殖魚介類	7		7		7	
はちみつ	6		6		6	
合 計	4 5	0	4 5	0	4 5	0

ウ 食品中の農薬残留実態調査

食品中の残留農薬基準(ポジティブリスト制度)を踏まえ、農薬の使用実態を勘案した検査項目を設定し、県内で流通している農産物について、殺虫剤、除草剤などの農薬が、食品衛生法で定められている残留基準に適合しているか検査を行った。

検体の種類		検体数	基準超過	1検体当たり	
快体が建筑	国内産	国外産	計	検体数	の検査項目数
野菜、果物	6 0	3 0	9 0	2	207
輸入加工品		4 5	4 5		5 7
合 計	6 0	7 5	1 3 5	2	_

エ 遺伝子組換え食品実態調査

県内で流通している食品について、組換えDNA技術応用食品の混入の可能性の有無 及び表示について確認するため検査を行った。

検体の種類	検体数	不適検体数
大豆 (豆腐原材料)	1	
大豆加工品 (豆腐)	2	
合 計	3	0

3 衛生講習会の開催状況

食中毒予防の知識の習得、食品衛生の普及・啓発等を目的とし、食品等事業者、集団給食施設従事者、一般消費者等を対象に衛生講習会を開催した。

交	小 象 等	開催回数	受講人数
許可業態	飲食店営業	2 3	3 5 1
	菓子製造業	5	9 1
	アイスクリーム類製造業	4	5 1
	そう菜製造業	3	3 2
	魚介類・乳類・食肉販売業	4	7 1
	食品衛生指導員	9	1 4 6
	許可更新講習会	4 8	1,398
	食品衛生責任者講習会	3 3	1,154
	その他	4 6	1,234
11-3/c=1-3/2-4/5	集団給食施設	1 0	2 4 8
非許可業態	その他	1 0	2 1 3
一般消費者		1 8	5 3 4
その他		1 8	3 7 1
	合 計	2 3 1	5, 894